

令和 7 年度 第 6 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 7 年 8 月 2 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第 2 庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 2 5 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 1 0 分
議 長	藤江 健広

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	岡 野 正 幸	○	2	横 川 朝 治	○
3	石 塚 要	○	4	飯 島 明	○
5	須 賀 喜 佐 子	○	6	横 川 和 代 子	○
7	滑 川 浩	○	8	松 崎 一 男	○
9	永 野 浩 司	○	1 0	欠 員	
1 1	小 島 康 平	○	1 2	竹 内 隆	×
1 3	八 木 大 輔	○	1 4	藤 江 健 広	○
	舩 田 晃 (最適化推進委員)	×		小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○
	柴 田 光 善 (最適化推進委員)	○		山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○
	砂 川 進 (最適化推進委員)	○		三 反 崎 善 隆 (最適化推進委員)	×
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 大貫 事務局長補佐 八子 主任 蓮沼
-------	----------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
- 日程第 5 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について

<p>日程第 2</p>	<p>まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第 13 条の規定により議長から指名いたします。</p> <p>13 番 八木 大輔 委員 1 番 岡野 正幸 委員</p> <p>以上、2 名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p> <p>【諸報告について】</p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>◎八木会長職務代理 農協からなんですが、明後日、今年の概算金が決定します。だいたい、コシヒカリ 1 等米が 18, 200 円 18, 300 円あたりで話をしているそうです。</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p>
<p>日程第 3</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について上程いたします。 時間短縮のため、朗読は省略いたします。 それでは No.1 について事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 案内図は 1 ページです。 本日追加でお配りした議案 1-1 資料(営農計画書)をご覧ください。 譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。 譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇、(〇</p>

〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇、〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

申請地の地目は〇で、面積は〇〇〇〇㎡の農地です。

譲渡理由は、譲渡人は、管理困難によるもので、譲受人は、経営拡大です。

また、売買金額は、〇〇〇〇です。1反当りの金額は〇〇〇〇です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稻、茄子、葱、玉ねぎ、ジャガイモです。

農機具の所有状況は、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台をリースしています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作距離は拠点となる居宅より〇〇です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間130日、〇の〇〇さんが130日、〇〇〇の〇〇さんが130日、世帯合計で390日です。150日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、今後は畑として利用し、茄子・ネギ・玉ねぎ等を作付けし

地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎石塚委員

8月18日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可されました。

続いてNo.2について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は2ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。
譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇
です。

申請地の地目は〇で、面積は〇〇〇〇㎡の農地です。

譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。

また、売買金額は、〇〇〇〇です。1反当りの金額は〇〇〇〇です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稲、蔬菜です。

農機具の所有状況は、トラクター7台、田植え機2台、コンバイン2台、乾燥機4台、籾摺り機1台、噴霧器1台、その他農機具5台、トラック5台を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作距離は〇〇〇〇です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間300日、〇の〇〇さんが300日、〇の〇〇さんが250日、〇の〇〇さんが300日、世帯合計で1,150日です。150日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き水稲栽培、蔬菜の栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎須賀委員

8月18日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

◎事務局

〇〇地区と〇〇地区において、合意解約書の提出がありましたのでご報告させていただきます。

◎議長

以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。その他として、委員または事務局から何かありますか。

◎事務局

- ・刈遅れ注意について
- ・来月の総会日時について
- ・利用状況調査について
- ・四市町農政研究会合同研修会について
- ・今年のイネカメムシの状況について
- ・今年の各地区の水利状況について

◎議長

その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。閉会の挨拶を、八木会長職務代理よりお願いします。

◎八木会長職務代理

本日は大変お疲れさまでした。

私は、17日から収穫を行い始めました。水分が30%と程でした。刈り遅れることによって、胴割れを起こしてしまい、お米の価値が無くなってしまうことから、早めに収穫を行っています。

早めに収穫を行っていることから、カメムシの被害は、だいぶ少ないですが、1反当たり1俵ほどの青米が出てしまいます。

青米の価格はまだ出ていないですが、そんなに悪くないのかなと思っています。

先ほど、藤江会長から火災の件についてありましたが、私と舛田委員は、消防団で出動していました、その方は2町ほど稲刈りを行う予定でしたので、舛田委員の方で稲刈りを行うこととなりました。

改めて、こういった仲間がいるというのは、大事だなと思いました。

漏電という話でしたので、こまめに掃除を行っていただければと思います。

本日はお疲れ様でした。

午後2時10分、八木会長職務代理の閉会の辞を以って終了する。